



長野県報

5月9日(木)
令和元年
(2019年)
第2号

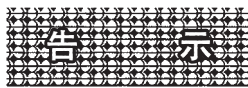
目次

告示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課)	1
認定職業訓練助成事業補助金交付要綱の一部改正(人材育成課)	1

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(消防課)	1
土地改良区役員の就退任の届出(3件)(農地整備課)	2
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(交通規制課)	3
長野県労働委員会あっせん員候補者(労働委員会事務局)	6



長野県告示第8号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和元年5月9日

長野県知事 阿部 守一

佐久市中込字荒子3846番5、3846番8

産業立地・経営支援課

長野県告示第9号

認定職業訓練助成事業補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第305号)の一部を次のように改正し、令和元年度の補助金から適用します。

令和元年5月9日

長野県知事 阿部 守一

第5第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同第5第4項とし、同第5第2項の次に次の1項を加える。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付申請しなければならないものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第9第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同第9第3項とし、同第9第1項の次に次の1項を加える。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、

当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならないものとする。

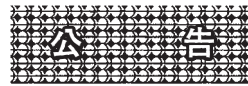
第12を第13とし、第11を第12とし、第10を第11とし、第9の次に次のように加える。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、知事に速やかに報告しなければならないものとする。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

人材育成課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年5月9日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る役務
消防防災ヘリコプター運航業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県危機管理部消防課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
平成31年3月13日
- 落札者の名称及び所在地